

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働局助成金センター電話設備工事 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通Fビル9階 H31.2.5~H31.3.31	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.5	東亜通信(株) 大阪市西区西本町1-12-7	4120001067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,478,680	2,395,440	96.6%	-	-	-	-	
2 大阪中央労働総合庁舎照明設備改修工事 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 H31.2.5~H31.3.29	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.5	(株)東和総合サービス 大阪市西区新町1-28-3	9120001085532	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,493,720	2,458,080	98.6%	-	-	-	-	
3 大阪労災特別介護施設機械式ゲート取替工事 堺市南区城山台5-2-1 H31.2.5~H31.3.29	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.5	(株)クマヒラ関西支社 大阪市中央区久太郎町1-9-23	1010001108872	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,120,040	1,998,000	94.2%	-	-	-	-	
4 あいりん労働公共職業安定所屋外防犯カメラ設備工事 大阪市西成区藪之茶屋1-11-18外 H31.2.6~H31.2.28	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.6	総合警備保障(株) 大阪市中央区城見1-3-7	3010401016070	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,156,760	1,422,360	65.9%	-	-	-	-	
5 淀川公共職業安定所外3件空調機器修繕等工事 大阪市淀川区十三本町3-4-11外 H31.2.8~H31.3.29	支出負担行為担当官代理 大阪労働局総務部会計課長 岡本 純一 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.8	(株)阪神設備工業所 尼崎市南初島10-149	3140001050696	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,458,080	2,160,000	87.9%	-	-	-	-	
6 大阪労働局助成金センターレイアウト変更工事 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通Fビル9階 H31.2.18~H31.3.31	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.18	星光ビル管理(株) 大阪市中央区伏見町4-4-1	8120001077456	別紙1参照	15,669,720	15,012,000	95.8%	-	-	-	-	
7 大阪労働局第一庁舎9階監視カメラ11件電話設備工事 大阪市中央区大手前4-1-67外 H31.2.22~H31.3.29	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 野田 幸裕 大阪市中央区大手前4-1-67	H31.2.22	東亜通信(株) 大阪市西区西本町1-12-7	4120001067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,345,760	2,098,440	89.5%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センターレイアウト変更工事
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局助成金センターにおいては、キャリアアップ助成金等、雇用関係助成金の大幅な申請件数増加に伴い、人員及び各種書類の保管場所が増加する傾向にある。助成金センターの人員数は、平成28年4月から平成30年4月の間に約50名が増加しており、1人あたりの執務面積は約3.4㎡から約2.4㎡へ縮小している。一方、郵送による助成金申請手続きが行われるようになったこと等により、窓口での対応件数はこれまでに比べて減少傾向にあることから、窓口数を削減し、執務面積を拡大するようレイアウト変更を行い、職場環境を改善する必要がある。</p> <p>上記工事を施工するにあたり、入居するビルの所有者である日本生命保険相互会社及び株式会社藤木工務店に申し出たところ、星光ビル管理株式会社を施工業者として指定されたことから、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	